

任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書

收受印

令和 年 月 日	届出者	(フリガナ) 納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 名称(屋号)	
		法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。
		(フリガナ) 氏名 (法人の場合) 代表者氏名	
		(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所	(電話番号 - -)
		_____ 税務署長殿	

下記のとおり、消費税法第42条第8項の規定の適用を受けることを取りやめたいので、消費税法第42条第9項の規定により届出します。

①	この届出の適用開始 中間申告対象期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
②	①の中間申告対象 期間を含む課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

事業を廃止した日	令和 年 月 日	
	個人番号	
※ 事業を廃止した場合には記載してください。		

参考事項	税理士 署名	(電話番号 - -)
------	-----------	-------------

※ 税務署 処理欄	整理番号	部門番号	
	届出年月日	年 月 日	入力処理
	年 月 日	年 月 日	台帳整理
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
通信日付印	確認	番号確認	身元確認
年 月 日	認		□ 済 □ 未済
			確認書類
			個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書（第26号一(2)号様式）」を提出し、六月中間申告書の提出を要しない六月中間対象期間につき任意に六月中間申告書を提出することとしている事業者が、その提出することをやめようとする場合又は事業を廃止した場合に提出するものです（法42⑨）。

（注） 「六月中間申告対象期間」とは、その課税期間（個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては6月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する課税期間を除きます。）開始の日以後6月の期間をいいます。

2 提出時期等

この届出書の効力は、提出した日以後その末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間について生じます。

したがって、任意に六月中間申告書を提出することをやめようとする六月中間申告対象期間の末日までに、この届出書を提出する必要があります。

3 記載要領

(1) 「この届出の適用開始中間申告対象期間」欄には、任意に六月中間申告書を提出することをやめようとする六月中間申告対象期間の初日及び末日を記載します。

(2) 「①の中間申告対象期間を含む課税期間」欄には、「この届出の適用開始中間申告対象期間」欄の六月中間申告対象期間を含む課税期間の初日及び末日を記載します。

- ・ 「事業を廃止した日」欄には、事業を廃止した場合のその廃止年月日を記載します。

なお、個人事業者の方が事業を廃止した場合には、個人番号（12桁）を記載します。個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。

- ・ 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。
- ・ 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。